

令和6年度

# 市町村公共施設状況調査作成要領

総務省自治財政局財務調査課

## 令和6年度市町村公共施設状況調査作成要領

### 1 調査の目的

市町村における公共施設の現況を把握して、住民福祉の向上と市町村の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的とするものである。

### 2 調査対象団体

令和7年3月31日現在の市町村（一部事務組合、特別区を含む。）

したがって、令和7年4月1日以降合併が行われた場合には、合併後の団体において、合併前の団体分について作成して報告すること。

### 3 調査時点

後記の各項目において示している調査時点による。

### 4 調査範囲

(1) この調査は、当該団体が所有し、又は管理している公共施設等のうち、原則として、普通会計に属するものを対象とするが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれるものである。

(2) それぞれの調査表において、市町村の区域内において当該市町村以外のものが設置し管理しているものについての調査項目を設けている施設については、後記の各調査表の「作成要領及び注意事項」において指定する範囲内において調査するものである。

(3) 次に掲げる施設に係る一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること（ただし、老人福祉施設に係る65歳以上の人口は按分しないこと。）。

この場合関係市町村間において十分打合せを行い入力数字が重複しないように特に留意すること。なお、次に掲げる施設以外の施設について一部事務組合を設立しているものがあれば、「市町村立」として扱い、入力に当たっては一部事務組合の事務所所在地市町村が一括入力すること（したがって該当欄のない場合は入力の必要はない。）。ただし、廃棄物処理施設については、構成市町村ごとにそれぞれ実数を入力すること。

ア 上水道等、下水道等

イ 児童福祉施設、老人福祉施設

なお、アの施設については、組合按分分は市町村分に含めて入力すること（上水道等については、「一部事務組合」の欄に入力すること。）。

イの施設については、組合按分分を外書きして入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分分の数値を含めないこと。

## 5 作成要領及び注意事項

はじめに、本書においては、無用の加除を避けるため当該調査年度を『令和n年度』と表記している。

すなわち、令和6年度調査においては次のとおりとなるので留意されたい。

令和n年度・・・・・・・・・・令和6年度

令和(n-1)年度・・・・・・・・令和5年度

令和(n+1)年度・・・・・・・・令和7年度

(1) 調査表の太線の枠内の数値は、次の事項に留意の上、所定の欄に漏れなく入力すること。

ア 該当のない項目の欄は空欄とし、-、0、……等を入力しないこと。

イ 計数は、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。

ウ 計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、表示単位まで入力すること。

ただし、児童福祉施設、老人福祉施設の一部事務組合施設について、按分した数値を組合按分分の欄に入力するときは、小数点第1位まで入力すること。この場合、整数で按分されたときも小数点第1位まで入力すること（例 12→12.0）。

(2) 組合按分法（例）

ア 上水道等、下水道等

(ア) A、B、Cの3団体で下水道組合を設立し、終末処理場5箇所を設置している場合

A…………2箇所	5箇所を3団体で除し、表示単位未満を四捨五入すると3団体とも
B…………2箇所	2箇所ずつとなり、合算したものが実数に合致しなくなるため1団
C…………1箇所	体については表示未満を切り捨てる。

(イ) A、Bの2団体で終末処理場1箇所を設置している場合

A…………1箇所（上記と同じ按分法をとるために、1団体は0になる。）

B

イ 児童福祉施設、老人福祉施設

(ア) A、B、Cの3団体で保育所を1箇所設置している場合

A…………0.3箇所	3団体の数値を合計したものは、必ず実数に合うこと。したがって
B…………0.3箇所	合算した数値の小数点以下第1位は必ず0でなくてはならない。
C…………0.4箇所	

(イ) A、Bの2団体で保育所2箇所を設置している場合

A…………1.0箇所	按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0をつける
B…………1.0箇所	こと。

(3) 組合の按分結果は、市区町村担当課において別添様式による按分結果表を作成し、提出すること。

なお、県分の合計は必ず整数になるようにすること。

(4) 各施設の「専任職員数」には、当該施設に勤務することを本務とする職員数（管理・運営を委託している場合の委託先の職員を含む。）を入力するものであり、常時本庁に勤務していながら施設の事務を行う職員や当該施設以外の施設等に常時勤務していて当該施設の長を兼務してい

る職員等は含めないこと。なお、常時勤務を要する職以外の者で、常時勤務を要する職について定められている勤務時間以上勤務することと定められており、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続き12箇月を超えるものを含めること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の職員についても、この条件を満たしていれば、専任職員として計上すること。

### 1 国勢調査人口等（調査表 01 表）

国勢調査の人口、産業大分類別就業者総数及び産業就業者数については、令和(n+1)年3月31日現在における市町村の区域に係る数値を入力すること。

ただし、国勢調査の数値については、「不詳補完値」ではなく、「集計結果（原数値）」を入力すること。

なお、国勢調査年月日以降廃置分合又は境界変更が行われたことにより人口が異動する場合にあっては、地方自治法施行令第177条第1項の規定によって都道府県知事の告示した人口を入力すること。

### 2 住民基本台帳登録人口（調査表 01 表）

令和7年1月15日付総務省自治行政局住民制度課事務連絡「住民基本台帳関係年報について（依頼）」に対して回答した、令和(n+1)年1月1日現在の人口を入力すること。

### 3 地域指定等の状況（調査表 01 表）

「地域指定等の状況」欄には、下記に掲げる各地域の指定の有無の状況を調査するものであり、令和(n+1)年3月31日現在において指定されている場合（旧新産業都市、旧工業整備特別地域については平成13年3月31日現在、旧産炭地域については平成13年11月12日現在において指定されていた場合）には数値欄に「1」を入力することとし、指定されていない場合には空欄とすること。

- (1) 旧新産業都市……………新産業都市建設促進法等を廃止する法律による廃止前の新産業都市建設促進法第3条第2項又は第4条第1項の規定により指定された区域の市町村
- (2) 旧工業整備特別地域……………新産業都市建設促進法等を廃止する法律による廃止前の工業整備特別地域整備促進法第2条第1項の規定により指定された地域の市町村
- (3) 低開発地域……………低開発地域工業開発促進法第2条第1項の規定により指定された区域の市町村
- (4) 旧産炭地域……………失効前の産炭地域振興臨時措置法第6条及び失効前の産炭地域振興臨時措置法施行令第2条の規定により同政令別表第2に掲げられた地域の市町村
- (5) 山村振興地域……………山村振興法第7条第1項の規定により指定された地域を管轄する市町村
- (6) 首都圏……………首都圏整備法第2条第3項及び同法施行令第2条、同法第24条第1項

又は第 25 条第 1 項の規定により指定された区域を管轄する市町村（既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域のいずれかに指定されている場合は「1」を入力すること。）

- (7) 近畿圏……………近畿圏整備法第 2 条第 3 項及び同法施行令第 1 条、同法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定により指定された区域を管轄する市町村（既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域のいずれかに指定されている場合には「1」を入力すること。また、重複して指定されている場合にも「1」を入力すること。）
- (8) 中部圏……………中部圏開発整備法第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により指定された区域を管轄する市町村（都市整備区域、都市開発区域、保全区域のいずれかに指定されている場合には「1」を入力すること。また、重複して指定されている場合にも「1」を入力すること。）
- (9) 過疎地域……………過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条、第 3 条及び第 44 条の規定により公示された市町村

#### 4 道路（調査表 02 表）

- (1) 調査時点 令和(n+1)年 4 月 1 日現在
- (2) 「道路」には、道路法第 8 条の規定により市町村長が認定し、同法第 16 条の規定により市町村が管理する道路について入力すること。
- ただし、道路法第 48 条の 13 第 1 項の「自転車専用道路」、同条第 2 項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第 3 項の「歩行者専用道路」は含めないこと。
- なお、指定都市にあっては、道路法第 17 条第 1 項の規定により、当該市が管理する当該市の区域内に存する都道府県道について、別に都道府県分調査表 01 表（道路）を作成すること。
- (3) 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル及び橋りょう（横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。）に係る延長を含んだものを入力すること。また、ダブルウェイについては両方の延長、面積を入力すること（道路施設現況調査の調査要領とは異なるので留意すること。）。
- (4) 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積（道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定によるもの。）を入力すること。
- (5) 市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路の延長については、道路台帳に基づき、境界により分け、それぞれの団体において入力すること。
- (6) 入力に当たっては、道路台帳及び国土交通省の「道路施設現況調査」（令和 7 年 4 月 1 日現在）を参考にすること。

#### 5 公園（調査表 03 表）

- (1) 調査時点 令和(n+1)年 3 月 31 日現在
- (2) 「都市公園等（都市計画区域内）」の「市町村立公園」には、都市計画区域内における「都市公

園」(都市公園法第2条第1項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等。))及び同区域内における都市公園以外の公園で、市町村が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものについて入力すること。児童福祉法第40条の規定に基づく児童厚生施設である児童遊園及び自然公園法第2条の規定に基づく自然公園は含めないこと。

- (3) 「その他の公園(都市計画区域外)」の「市町村立公園」には、都市計画区域外における都市公園及び同区域外における都市公園以外の公園で、市町村が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものについて入力すること。児童福祉法第40条の規定に基づく児童厚生施設である児童遊園及び自然公園法第2条の規定に基づく自然公園は含めないこと。
- (4) 令和(n+1)年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含むものであること。
- (5) 「市町村立公園」には、市町村が設置している公園について入力すること。ただし、都道府県、民間等に管理を委託しているものは含み、都道府県から委託されているものを除く。
- (6) 「市町村立以外」には、国、都道府県、公団等が設置している公園について入力すること。ただし、市町村、民間等に管理を委託しているものは含み、市町村から委託されているものを除く。
- (7) 複数の市町村にまたがっている公園については、「箇所数」は、当該団体間の協議によりいずれか1つの団体において入力することとし、「面積」は、当該市町村の区域内に存する公園の面積を入力すること。
- (8) 入力に当たっては、地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書及び国土交通省の「令和6年度末都市公園等整備現況調査」を参考にすること。

## 6 公営住宅等(調査表04表)

- (1) 調査時点 令和(n+1)年3月31日現在
- (2) 次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを入力すること。したがって、調査日現在空家であっても市町村が管理しているものは含め、分譲に係るものは除くこと。
  - ア 公営住宅 公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。
  - イ 改良住宅 住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。
  - ウ 単独住宅 公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。なお、市町村が単独事業として建設した住宅以外の住宅も含むので留意すること。
- (3) 入力に当たっては、国土交通省の「令和6年度公営住宅管理に関する実態調査」を参考にすること。

## 7 農道延長(調査表07表)

- (1) 調査時点 令和(n+1)年3月31日現在
- (2) 「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用

の耕運機等が運行可能な(1.8m)以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。)について入力し、市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外のものが管理している農道については含めない。

(3) 農道を市町村道として認定しているものについては、この調査から除くこと。

#### 8 林道延長(調査表 07 表)

- (1) 調査時点 令和(n+1)年3月31日現在
- (2) 「林道延長」には、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達)第4条に規定する林道について入力すること。
- (3) 市町村が管理(林道規程第2章参照)している林道(併用林道を含み、森林鉄道及び索道は除くこと。)を入力し、市町村が設置した林道であっても、国・都道府県、森林開発公団、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。
- (4) 林道を市町村道として認定しているものについては、この調査から除くこと。

#### 9 廃棄物処理施設(調査表 07 表)

- (1) 調査時点 令和(n+1)年3月31日現在
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む。)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について入力すること。
- (3) 「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登録人口を入力すること。
- (4) 「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて入力すること。

なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても、総収集量に含めること。

- (5) 「処理人口」及び「年間総収集量」には、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等を更に収集処理した分について含めずに入力すること。
- (6) 入力に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。
- (7) 一部事務組合設立市町村については、「処理人口」及び「年間総収集量」とも関係市町村毎にその数値を計上すること。

#### 10 給水人口(調査表 08 表)

- (1) 調査時点 令和(n+1)年3月31日現在
- (2) 次に掲げる施設について入力すること。
  - ア 「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。
  - イ 「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道(水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。)及び専用水道(寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の

水道であって 101 人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないもの) 以外のもので、100 人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

- (3) 「給水人口」は、令和(n+1)年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登載人口のうち現に給水をしている人口を入力すること。
- (4) 「一部事務組合」については、「水道用水供給事業」を除き、直接給水を行っているもののみについて当該市町村の按分数値を入力すること（この場合、整数で入力すること。）。
- (5) 他の市町村の施設から給水を受けている場合（一部事務組合の場合を除く。）の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口を入力すること。したがって、給水施設を設置し、その施設から他の市町村へ給水している市町村については、他の市町村に係る給水人口は除くこと。
- (6) 一部事務組合の按分について
  - ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。
  - イ 組合按分は、一部事務組合の欄に入力すること。
- (7) この調査表の作成に当たっては、「令和 6 年度地方公営企業決算状況調査」及び国土交通省の「令和 6 年度水道統計調査」（令和(n+1)年 3 月 31 日現在）を参考にすること。

## 11 下水道等（調査表 09 表）

- (1) 調査時点 令和(n+1)年 3 月 31 日現在
- (2) この調査表の人口については、令和(n+1)年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登載人口のうち、調査項目に該当する人口を入力すること。
- (3) 公共下水道・都市下水路
  - ア 「公共下水道」とは、下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）及び下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定公共下水道を、「都市下水路」とは、下水道法第 2 条第 5 号に規定する都市下水路（都市下水路の指定を予定しているものを含む。）をいう。
  - イ 一部事務組合によるものも含めて入力すること（この場合、整数で入力すること。）。
  - ウ 「現在排水人口」には、供用を開始している排水区域（下水道法第 2 条第 7 号に定める公共下水道により下水を排除することができる地域で、同法第 9 条第 1 項の規定により公示された区域）内の人口を入力すること。
  - エ 「計画」欄の入力は次の方法によること。
    - I 「排水区域面積」………それぞれ次の面積を合算した面積を入力すること。

公共下水道

      - (i) 供用を開始しているものについては、公共下水道台帳に記載された排水区域の面積

- (ii) 供用を開始していないものについては、「公共下水道事業計画書」の「予定処理区域調書」及び「流域関連公共下水道事業計画書」の「予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書」に記載された予定処理区域の面積

#### 都市下水路

- (i) 供用を開始しているものについては、都市下水路台帳に記載された排水区域の面積
- (ii) 都市下水路として指定は行っていないが指定が予定されている下水道で、都市計画事業として事業が施行されているものについては、事業計画書に記載された予定排水面積、また都市計画事業以外のものについては、これに準じて算出した面積

#### II 「終末処理場数」及び「処理区域面積」……………それぞれ次の数及び面積を合算して入力すること。

- (i) 処理を開始しているものについては、公共下水道台帳に記載されている終末処理場の数と処理区域の面積
- (ii) 処理を開始していないものについては、「計画終末処理場数」にあつては「公共下水道事業計画書」の「処理施設調書」に記載されている終末処理場の数、「計画処理区域面積」にあつては同様に「公共下水道事業計画書」の「予定処理区域調書」及び「流域関連公共下水道事業計画書」の「予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書」に記載された予定処理区域の面積（分流式の公共下水道にあつては、汚水に係る予定処理区域の面積）

#### オ 「現在」欄の入力は次の方法によること。

##### I 「現在排水区域面積」、「現在終末処理場数」、「現在処理区域面積」及び「現在処理区域内人口」……供用を開始しているものについて、公共下水道については公共下水道台帳、都市下水路については都市下水路台帳によって入力すること。

##### II 「現在水洗便所設置済人口」……「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

カ 施設を設置せず、他の市町村の管理する公共下水道又は都市下水路で処理が行われている場合には、当該市町村の区域に係るものを入力すること。したがって、施設を設置している市町村については、当該他の市町村の区域に係るものは除くこと。

キ 公共下水道において、雨水・汚水両方の排水を実施する区域の「排水区域面積」の入力に当たっては、数値の重複が生じないように留意すること。

イ、カ、キの取扱いは、下記の(4) 農業集落排水施設、(5) 漁業集落排水施設、(6) 林業集落排水施設、(7) 簡易排水施設、(8) 小規模集合排水処理施設についても同様とすること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和6年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

#### (4) 農業集落排水施設

ア 農業集落排水施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、むらづくり総合整備事業実施要綱、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、農村振興総合整備事業等実施要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、農村整備事業実施要綱による「農業集落排水

整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

- イ 「現在排水人口」には、「農業集落排水施設台帳の作成等について」（昭和 61 年 3 月 25 日付け 6 1—5 農林水産省構造改善局建設部整備課長通達）に基づく農業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。
- ウ 「うち汚水に係るもの」には、農業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。
- エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。
- オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。
- カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。
- キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。
- ク この調査表の作成に当たっては、「令和 6 年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(5) 漁業集落排水施設

- ア 漁業集落排水施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、漁業集落環境整備事業実施要領、漁村再生交付金実施要領、平成 22 年改正前の村づくり交付金実施要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱による「漁業集落排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。
- イ 「現在排水人口」には、「漁業集落排水施設台帳の作成等について」（平成 2 年 3 月 22 日付け 2-2608 水産庁漁港部計画課長通達）に基づく漁業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。
- ウ 「うち汚水に係るもの」には、漁業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。
- エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。
- オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。
- カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。
- キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。
- ク この調査表の作成に当たっては、「令和 6 年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(6) 林業集落排水施設

- ア 林業集落排水施設とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、平成 22 年改正前の村づく

り交付金実施要綱又は里山エリア再生交付金実施要綱による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、「林業集落排水施設台帳の作成等について」（平成7年4月1日付け7-4 林野庁指導部基盤整備課長通達）に基づく林業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、林業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和6年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

#### (7) 簡易排水施設

ア 簡易排水施設とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、簡易排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、簡易排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和6年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

#### (8) 小規模集合排水処理施設

ア 小規模集合排水処理施設とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、小規模集合排水処理施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、小規模集合排水処理施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和 6 年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(9) コミュニティ・プラント

ア 「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

イ 「コミュニティ・プラント処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る人口を入力すること。

ウ この調査表の作成に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。

(10) 合併処理浄化槽

ア 「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している人口を入力すること。

イ 「うち特定地域生活排水処理施設に係るもの」には、「合併処理浄化槽処理人口」のうち、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱又は汚水処理施設整備交付金交付要綱による特定地域生活排水処理事業に係る個別合併処理浄化槽の処理人口を入力すること。

ウ 「うち個別排水処理施設に係るもの」には、「合併処理浄化槽処理人口」のうち、個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設整備事業に係る個別合併処理浄化槽の処理人口を入力すること。

エ この調査表の作成に当たっては、「令和 6 年度地方公営企業決算状況調査」及び環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。

(11) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。

イ 組合按分分は、市町村分に含めて入力すること。

ウ 按分法（例）

A、B、Cの3団体で下水道一部事務組合を設立し、終末処理場を2箇所設置している場合。

A……………1箇所	2箇所を3団体で除し、表示単位未満を四捨五入すると3団体とも1箇所ずつとなり、合算したものが実数に合致しなくなるため、1団体については0になる。
B……………1箇所	
C	

## 12 児童福祉施設（調査表10表）

(1) 調査時点 令和n年10月1日現在

(2) 児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、母子生活支援施設及びへき地保育所（いずれも管理・運営を委託しているものを含めること。）について入力するものであること。したがって、保育所には、季節保育所は含まないものである。なお、児童福祉法第6条の3第13項に基づく事業を実施するための施設である病児・病後児保育施設についても本表の調査の対象とするが、他の機能と併設で設置している場合にあっては、主たる施設の用途により、計上することとし、重複計上はしない。

また、調査時点現在において、例えば豪雪等の理由で一時的閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において入力すること（例えば、9月1日以降閉所している場合は、8月31日現在）。

(3) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

イ 組合按分分は、一部事務組合立施設の欄に入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分分の数値を含めないこと。

ウ 按分法（例）

・ A、B、Cの3団体で保育所を1箇所設置している場合

A……………0.3箇所	3団体の数値を合計したものは、必ず実数に合致すること。したがって、合算した数値の小数点以下第1位は必ず0でなくてはならない。
B……………0.3箇所	
C……………0.4箇所	

・ A、Bの2団体で保育所を2箇所設置している場合

A……………1.0箇所	按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0をつけること。
B……………1.0箇所	

エ 按分したものの組合合計は必ず整数となるように入力すること。

## 13 老人福祉施設（調査表21表）

(1) 調査時点 令和n年10月1日現在

(2) 老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも管理・運営を委託しているものを含めること。）について入力し、老人福祉法によらない施設は入力しないこと。

ア 「養護老人ホーム」……環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

イ 「特別養護老人ホーム」……身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な 65 歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

ウ 「軽費老人ホーム」……無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するための施設をいう。

(3) 「65 歳以上の人口」には、令和(n + 1)年 1 月 1 日現在における住民基本台帳登録人口を入力すること。

なお、この欄は、老人福祉施設を設置していない市町村も入力すること。

(4) 一部事務組合によるものについては、当該市町村の按分数値を「一部事務組合立施設」の欄に入力すること（この場合、小数点第 1 位まで入力し、按分した数値が整数のときは.0 をつけること。）。

(5) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。ただし、65 歳以上の人口については、按分せず当該団体の該当数を整数で入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。

イ 組合按分は、一部事務組合立施設の欄に入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分の数値を含めないこと。

ウ 按分法（例）

・ A、B、C の 3 団体で養護老人ホームを 1 箇所設置している場合

A……0.3 箇所

B……0.3 箇所

C……0.4 箇所

3 団体の数値を合計したものは、必ず実数に合致すること。  
したがって、合算した数値の小数点以下第 1 位は必ず 0 でなくてはならない。

・ A、B の 2 団体で養護老人ホームを 2 箇所設置している場合

A……1.0 箇所

B……1.0 箇所

按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0 をつけること。

エ 按分したものの組合合計は必ず整数となるように入力すること。

#### 14 保護施設（調査表 11 表）

(1) 調査時点 令和 n 年 10 月 1 日現在

(2) 生活保護法第 40 条の規定により設置された保護施設のうち次の施設について入力すること（いずれも管理・運営を委託しているものも含めること。）。

「授産施設」………身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設をいう。

「更生施設」………身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設をいう。

- (3) 「市町村立施設」には、一部事務組合立の施設を含めること（この場合、一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）。

#### 15 幼稚園・認定こども園（調査表 11 表）

- (1) 幼稚園について

ア 調査時点 令和(n+1)年5月1日現在

イ 「市町村立幼稚園」には、一部事務組合立幼稚園を含めること（この場合、一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）。

ウ この調査表の作成に当たっては、文部科学省の「令和(n+1)年度学校基本調査」（令和(n+1)年5月1日現在）を参考にすること。

- (2) 認定こども園について

ア 調査時点 令和(n+1)年4月1日現在

イ 「市町村立認定こども園」には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項又は第7項に規定される施設について入力すること。

#### 16 市町村立施設（調査表 18 表・19 表）

- (1) 調査時点 施設の現況 令和(n+1)年3月31日現在

専任職員数 令和(n+1)年4月1日現在

令和(n+1)年4月1日開設の施設については、施設数及び職員数は計上しないこと。ただし、令和(n+1)年3月31日廃止の施設については、例外として令和(n+1)年3月31日現在の職員数を計上すること。

- (2) 「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設（一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）を含めること。

- (3) 「本庁舎」には、当該団体の主たる事務所としての庁舎について、議会関係、消防関係、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガス、病院事業関係として専用する部分を除いて入力すること。専任職員数及び職員公舎についても上記に準じて入力すること。本庁舎の職員数には特別職及び教育長は計上しないこと。

なお、指定都市の行政区役所は支所、出張所に含める。また、分庁舎は本庁舎に含める。

「支所・出張所」には、地方自治法第155条第1項の規定により設置された支所、出張所及び同法第156条第1項の規定により設置された行政機関のうち保健所を除く他の行政機関並びに分課として設置された事務所（土木出張所、林業指導所及び物産あっせん所等）を入力すること。ただし、消防署及び仮設物は含めないものとする。

- (4) 「職員公舎」には、当該団体の職員用として設置された公舎（職員の福祉施設の性質を有する

宿舎は除く。)について入力し、庁舎又は他の調査表における施設の建物内に居住している職員の居住施設等は含めないこと。ただし、庁舎又は他の調査表における施設の敷地内に設置された建物で職員用の公舎(例えば守衛公舎等)として使用しているものは含めること。なお、市町村長公舎等も含めること。「戸数」には、1戸建以外の建物である場合は入居しうる戸数を入力すること。

なお、民間等からの借上げ分についても含めること。

- (5) 「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について入力すること。
- (6) 「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を入力すること。
- (7) 「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について入力すること。
- (8) 「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館について入力すること。
- (9) 「図書館」には、図書館法第2条の規定による図書館(分館を含む。)について入力すること。  
なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設設備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。
- (10) 「博物館等」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第31条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」に区分して入力すること。  
また、「面積」には、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」及び「美術博物館」については建物延面積を、「その他」については敷地面積をそれぞれ入力すること。
- (11) 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の附属施設は除く。)について入力すること。なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて入力し、同一施設内の水面に係る面積が150㎡未満のものは合算しないこと。また、「プール」の箇所数は、プールごとに1とすること。
- (12) 「診療施設」には、病院(医療法第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)、診療所(医療法第1条の5第2項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものも含めて入力すること。
- (13) 「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について(昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて入力すること。
- (14) 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について入力すること。また、「面積」には建物延面積を入力すること。
- (15) 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集會を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集會等に供している集會室部分があればすべて入力すること。したがって、他の調査項目に計上した施設であっても集會室部分があれば入力すること。

なお、1つの施設の中に複数の集會室がある場合については、それぞれ入力すること。

#### 17 公有財産（調査表 20 表）

- (1) 調査時点 令和(n + 1)年 3 月 31 日現在
- (2) 行政財産
  - ア 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、行政財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力するものであること。
  - イ 道路、橋りょう、河川、海岸、港湾及び漁港は含めないこと。
- (3) 普通財産
  - ア 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、普通財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力すること。
  - イ 「その他」には塩田、鉱泉地、池沼、牧場、原野及び雑種地について入力するものであり、樹園地は田畑に含めるものであること。
- (4) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに、増減欄で修正すること。

#### 18 基金（調査表 20 表）

- (1) 調査時点 令和(n + 1)年 3 月 31 日現在
- (2) 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、基金に係る土地（地積）について入力すること。
- (3) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに、増減欄で修正すること。